

答 申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、第44回富山県情報公開審査会（以下「第44回審査会」という。）が平成19年3月に開催されない理由や経緯が分かる文書について、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成19年3月16日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、第44回審査会が平成19年3月に開催されない理由や経緯が分かる文書（以下「本件公文書」という。）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- (1) 平成19年3月29日、実施機関は、本件開示請求に対し、本件公文書が存在しないことを理由とする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (2) 平成19年4月2日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 平成19年4月25日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張する本件異議申立ての理由の要旨は、概ね次のとおりである。

条例第19条の規定による審査会への諮問件数が増加しており、その審査が滞っている現状から、第44回審査会が平成19年3月に開催されない理由や経緯を記録した文書が存在しないとは考えられない。

第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書において説明する非開示理由の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 審査会は、条例第22条第1項の規定により、附属機関として設置されている。その委員は、同条第3項の規定により優れた識見を有する者のうちから知事が任命することとされており、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の3第2項の規定により、非常勤とされている。

また、条例第24条の規定により、審査会の会議は、会長が招集し、会長及び3人以上の委員が出席しなければ、開くことができないと規定されている。

- 2 このように、審査会の委員は非常勤であり、委員の中には常勤の職を有する方もいること、審査会の会議を開催するためには定足数を満たす必要があること等から、審査会の会議の日時について、会長が随意に決めることはできず、各委員及び事務局と日程を調整した結果、平成19年4月6日に第44回会議を開催することとなったものである。

この日程調整は、平成19年2月21日に、委員6人全員が出席し開催された第43回富山県情報公開審査会（以下「第43回審査会」という。）において、諮問事案の審議が終了した後口頭で行われたものである。

また、第43回審査会の会議録には、日程調整に係る委員及び事務局の発言内容等については記載されていない。

したがって、異議申立人が存在するはずであると主張する文書は作成されておらず、存在しないものである。

- 3 異議申立人は、本件公文書が不存在であるとは考えられず、条例第30条及び第31条を根拠に本件処分は不当である旨主張しているが、上記のとおり、第44回審査会の日程調整については口頭で行い、それに係る発言内容等については会議録に記載されていないことから、本件開示請求に係る対象公文書は作成されておらず、存在しないものである。

また、条例第31条に規定する情報の提供施策、公表制度等は公文書開示制度とは別の制度であり、異議申立人の主張は失当である。

- 4 これらのことから、本件開示請求に係る対象公文書が不存在であることを理由に本件処分（非開示決定）を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、第44回審査会が平成19年3月に開催されない理由や経緯が記載された文書であり、実施機関は本件公文書を作成していないことから、保有していないとして、本件処分（非開示決定）を行った。

これに対し異議申立人は、本件公文書が存在しないはずはなく、開示されるべきであると主張するので、以下、本件公文書の存否について検討する。

2 本件公文書の存否について

異議申立人は、条例第19条の規定による審査会への諮問件数が増加しており、その審査が滞っているにもかかわらず、第44回審査会が平成19年3月に開催されない理由や経緯を記録

した文書が存在しないはずはない旨主張する。

他方、実施機関は、第44回審査会の日程については、第43回審査会において口頭により各委員及び事務局と調整を行い、第43回審査会の会議録には日程調整に係る記載はない旨説明する。

このような実施機関の説明は、附属機関における会議の日程調整の実情にかんがみて、特段、不自然、不合理な点はなく、また、実施機関において、第44回審査会が平成19年3月に開催されない理由及び経緯を記録した文書が存在することをうかがわせる事実も認められない。さらに、審査会において第43回審査会の会議録を確認したところ、実施機関の主張のとおり、第44回審査会の日程調整に係る記載がないものと認められた。

したがって、実施機関において本件公文書を保有していないとする実施機関の説明は、これを是認することができる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年 4月25日	諮問書を受理
平成20年1月 5日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成20年11月21日	非開示理由説明書を受理
平成20年12月 3日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成20年12月24日 (第62回審査会)	審議
平成21年 1月27日 (第63回審査会)	審議
平成21年 2月24日 (第64回審査会)	審議
平成21年 3月30日 (第65回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
三 賀 孝 治	北日本新聞社論説委員長	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	富山県労働委員会委員	